

博士論文（要約）

「外省」から「地方」へ
—清末民初の財政構造から見た—

佐 藤 淳 平

目次

序章 清末民初の財政に対する内在的理解に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第1節 「外省」の近代的再編	
第2節 先行研究と本論の位置（1）－清末財政史の概要	
第3節 先行研究と本論の位置（2）－北京政府期財政史の概要	
第4節 利用史料	
第5節 構成	
第1章 20世紀初頭清朝に於ける財政集権化・・・・・・・・・・・・・・・・	20
はじめに	
第1節 度支部による財政集権化と他の中央官庁との関係	
第2節 督辦塩政処の設置	
結論	
第2章 宣統年間の予算編成と各省の財政負担・・・・・・・・・・・・・・・・	40
はじめに	
第1節 籌備立憲と清理財政	
第2節 試辦宣統三年予算案の分析	
第1項 各省の歳入と解款・協款の負担額の関係	
第2項 宣統年間の解協款の執行状況	
第3節 各省の予算に対する異議	
第1項 財政配分に対する異議	
第2項 予算の削減に対する異議	
第3項 諮議局で歳入を審議できないことへの異議	
結論	
第3章 袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担・・・・・・・・・・・・・・・・	61
はじめに	
第1節 袁世凱政権期の財政部官制及び予算編成の過程と会計年度	
第2節 各省の歳入に占める解款及び専款の比率	

第 1 項	国地面分に対する各省の立場の違い	
第 2 項	国地面分取消後の各省の歳入に占める解款及び専款の比率	
第 3 節	塩務収入の中央財源化が各省に及ぼした影響	
	結論	
第 4 章	民国八年度予算案の編成と安福国会	80
	はじめに	
第 1 節	袁世凱後の北京政府の財政状況と民国八年度予算案の編成方針	
第 2 節	安福国会に於ける民国八年度予算案の審議と修正案の特徴	
第 1 項	国家総予算案	
第 2 項	路電郵航四政特別会計総予算案	
	結論	
第 5 章	省財政に於ける国家予算と地方予算—浙江を事例として—	100
	はじめに	
第 1 節	清末財政に於ける国家予算と地方予算の関係	
第 2 節	北京政府期の地方予算の範囲をめぐる議論	
第 3 節	浙江省地方財政に対する省議会の監視	
第 4 節	省憲法制定の動きと財政	
	結論	
終章	20 世紀初頭中国における西洋近代的財政制度の受容とその土着化	119
図表		127
博士論文の元となった既発表論文		141
参考文献		142

序章 清末民初の財政に対する内在的理解に向けて

第1節 「外省」の近代的再編

本論の目的は、清末民初の財政政策及び予算配分の傾向を分析することで、中国に於ける西洋近代的財政制度の受容とその土着化を理解することである。その際に筆者が特に注目したいのは、従来の財政史研究で屢々安易に用いられてきた中央と地方という枠組みが中国本来の体制と合致せず、且つ中国の広大な国土と多様性に鑑みれば、あまりにも単純化されすぎているという点である¹。

桑兵によれば、中央・地方という枠組みで中国の政治制度を理解する前例を作ったのは、織田萬が中心となって編纂した『清国行政法』であり、その中で、西洋近代的な価値尺度から、総督と巡撫は地方官と位置付けられた²。織田萬は、フランス・ドイツ留学の経験がある行政法及び国法学の専門家で、明治三十六（1903）年に京都大学の同僚岡松参太郎を介して、後藤新平から清国制度の調査を依頼された³。そうした経歴のためか、『清国行政法』では、立憲制度の法治国家である進歩した文明開化の近代国家一般がモデルとして考えられており、このモデルとの対比で清国の制度が距離を置いて検討されている⁴。20世紀初頭は、清国の行政制度が立憲改革により大きく変わりつつあった時期であり、織田は変わりつつある現状に対する解釈を、それ以前の清国の制度解釈にも遡及した嫌いがある。

だが本来、清朝の官制に於いては、総督と巡撫は京官であり、国家の出先としての性格を強く持っていた。この点について、金観濤は国家が一定の方式で選抜した儒生を次々に官僚機構の中に送り込み、国家の官吏を官職の点でも任地の点でも常に流動状態に置くことは、地方権力が貴族化し、割拠することを防ぐ意味合いがあったと指摘する⁵。

¹ フィリップ・ホアン著、唐澤靖彦訳「中国研究におけるパラダイムの危機—社会経済史におけるパラドクス—」（『中国—社会と文化』9、1994年6月）は、西洋起源の図式による分析概念に頼るのではなく、中国の経験を他の世界と連結させるような創造的方法でもって、中国研究の理論的自律性を達成することの大切さを説いている。

² 桑兵著、小野寺史郎訳「辛亥革命期の知識と制度の転換」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年）。

³ 坂野正高「日本人の中国観（上）—織田万博士の『清国行政法』をめぐって—」（『思想』452、1962年2月、70、73頁）。『清国行政法』の編纂に当たり、織田萬と狩野直喜が当初より委員を務め、後に補助委員として、浅井虎夫・加藤繁・東川徳治が加わり、京都で文献的調査が行われた。

⁴ 坂野正高「日本人の中国観（下）—織田万博士の『清国行政法』をめぐって—」（『思想』456、1962年6月、71頁）。

⁵ 金観濤、劉青峰著、若林正丈、村田雄二郎訳『中国社会の超安定システム：「大一統」

上記の点について、何漢威は財政史の文脈から興味深い考察をしている。何によれば、督撫はあくまでも国家の出先であり、清末にしばしば発生した中央政府への上納や後進地域への経済支援が遅滞した原因は、州県を十分に把握しきれていなかった点にある⁶。清代の爆発的な人口増加により末端の行政単位である州県以下の郷村が抱える人口が急激に増加し、官民が乖離し、同郷同業団体が介在する統治構造になった⁷。また金子肇によれば、清末民初の江蘇省では、認捐制度と呼ばれる同業者団体による貨物税の請負徴収が実施されていた⁸。このように、徴税過程における省エリート存在は重要になってきたため、督撫は国家の出先であると同時に、時には省エリート側に立つ必要もあった。

清末の官制改革では、「内外相維（内外が互いにつながりあう）」という原理を「上下有序（上下を秩序づける）」に変える、即ち皇権を代行する存在だった総督や巡撫などを内閣・各部の下に属するものに変えることが目指された⁹。本論第1章で論じる督辦塩政処と督撫との奏事権及び人事権をめぐる争いや、第2, 3章で述べる、清末から北京政府期にかけての予算作成手順の変更、即ち北京政府以降、中央官庁が省の予算編成に在京主管各部を介在させるようになったことは、「上下有序」の過程を端的に示している。

また辛亥革命を経て北京政府期になると、中央政府、省政府、省議会の間で、国家予算と地方予算の線引きをめぐる激しい応酬が見られる。第2章、第5章で後述するように、国地画分や聯省自治運動に際して、省政府は自らの財政権を確保するために、中央政府と一定の距離を保ちつつ、省議会による地方予算の拡大にも反対するという中間的な態度をとることになる。このような状況は、中央・地方という単純な二元構造ではなく、むしろ三元構造だと形容できる¹⁰。

次に財政上の地方差について論じる。清朝では、従来から国税と地方税を明確に区分せず、雍正二（1724）年以来、各省からの会計報告に基づき、戸部は各省に送金の指示を出す酌撥と呼ばれる制度を採っていた。そして、太平天国以降、財政支出が増大すると、各

のメカニズム』（研文出版、1987年、29頁）。

⁶ 何漢威「清季中央与各省財政關係的反思」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』72-3、2001年9月）。

⁷ 岡本隆司『中国「反日」の源流』（講談社、2011年、83～86頁）。

⁸ 金子肇「清末民初における江蘇省の認捐制度」（『東洋史研究』59-2、2000年9月）。

⁹ 桑兵「辛亥革命期の知識と制度の転換」（69頁）。

¹⁰ 毛里和子『現代中国政治第3版』（名古屋大学出版会、2012年）は1980年代半ば以降の中央／地方／末端（村民自治）を三元構造と形容している。

省の財政状況を把握することが困難になった清朝中央が各省に定額の解協款¹¹を割り当て、各省がそれに伴う地方経費の欠乏を附加的徴収により補うという事象が見られるようになった。岩井茂樹は、集権的な国家財政（内銷）とその外側に付着するあいまいさを残した「公」「私」の財政（外銷）は相互に補完的であると同時に、課税対象を共有するという点では対抗的でもあると指摘する¹²。

こうした中央財政と地方財政が明確に区分されていない状況は、一見すると不合理にも見えるが、各省の歳入の規模と構成が大きく異なっている中国では、一定の合理性を有していたと考えられる。清末の立憲改革以降、国税と地方税の区分が目指されたが、税目を基準として分けると、各省の国税の負担が著しく不均衡になる。また各省間の経済格差を縮小するために大部分の税金を中央財政に吸収すれば、財政力のある省から強く反発を受ける恐れもあった¹³。

いわゆる経済上の地方差と財政調整に関しては、中国現代史や現代中国研究の分野では、改革開放後の地方の経済格差拡大を背景として、強い関心が持たれている。例えば、加島潤は、1949—1978年の計画経済期の財政について、各省・市・自治区の財政移転前の地方財政収支と、「中央補助収入」と「中央上解支出」といった財政移転が行われた後の地方財政収支を比較することで、財政移転の動態を視覚的に把握することを試みた¹⁴。また現代中国財政の専門家である徐一睿は、西部地域である四川省に於いて、専項補助（特定補助金）は県域内の財政力格差の是正に貢献的であるが、中部地域である安徽省の専項補助は地域間の財政力格差に対する是正効果がなく、逆に地域間財政格差をさらに拡大させることに作用しているとした。その上で、その要因を、専項補助にかかる制度外コスト、即ち専項補助を狙った腐敗に求めている¹⁵。これらの研究は、中国の各省が多様な歳入構造を持ち、地方差が大きいことを踏まえ、財政の調整機能に着目している。

しかしながら、産業化の出発点であり、経済上の地方差が拡大に向かったと考えられる

¹¹ 解協とは戸部の指示により行われる解款と協款のことで、解款は中央への送金、協款は地方から地方への送金を指す。内銷は度支部に会計報告されている費目、外銷は度支部に会計報告されていない費目のことを指す。

¹² 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、2004年、192頁）。

¹³ この点は、第3章で論じる。

¹⁴ 加島潤『中国計画経済期財政の研究—省・直轄市・自治区統計から』（社会科学研究所現代中国研究拠点、2012年）。

¹⁵ 徐一睿『中国の財政調整制度の新展開—「調和のとれた社会」に向けて』（日本僑報社、2010年）。

中国近代の財政史研究に於いて、中国の経済上の地方差が歴史的にどのように調整されてきたのかを解明するような研究成果が十分に生み出されているとは言い難い。その主要な要因として、原額主義財政を補完するために拡大した地方的徴収により国家財政の全体像を把握することが困難である点¹⁶や、解款・協款という財政調整に関わる史料が断片的にしか残されていないという史料的限界を挙げることができる。また予算の作成が開始された宣統三（1911）年以降に関しても、統計の信憑性や決算の不備、予算の実現可能性が乏しいという観点から、統計を使用し且つ財政上の地方差を把握しようとする試みはあまりなされてこなかった。

そこで、本論では財政統計の史料的限界性を考慮しつつも、財政統計や清末の諮議局や中華民国期の省議会に於ける予算審議の状況が、公報や新聞等により、エリート層に共有され、公論の形成に一定の影響を与えていたという立場から、当該時期に編成された予算とそれに関する種々の言説に対して分析を行うことにした。

またこのように、各省の財政上の多様性と地方差を考慮して考察することは、中央政府と一定の距離を取るという自立化傾向が南方の諸省を中心として発生したという 1910～1920 年代の政治状況への理解に資する部分もある。1980 年代以降、光緒新政や袁世凱政権の近代化への取り組みが再評価され、買辦性¹⁷が否定されたことで、従来の革命史観に於ける専制君主や帝国主義の打倒という構図が成り立たなくなってきた¹⁸。こうした革命史観の相対化という流れの中で、西洋近代をある種の理想像と捉える、いわゆる近代化論に基づく研究が見られるようになった¹⁹。

だが、光緒新政の中央集権的な性格は、国内に多様な社会経済的環境を有するという中国の特徴を等閑視し、多くの摩擦を引き起こしたという負の側面をも有していた。これに関して、筆者は辛亥革命前夜の反清朝の政治運動が何れも南方を中心に展開されたという

¹⁶ 岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」（飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ 20 世紀中国史 1 中華世界と近代』東京大学出版会、2009 年所収）。

¹⁷ 中国人でありながら、外国資本の利益に資する性格を有することを指す。

¹⁸ 横山英「20 世紀初期の地方政治近代化についての覚書」（横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985 年、5 頁）は、「民国に入って以後の中国の富強化を目指す政策の諸アイテムあるいは体系は、「新政」で企画された範囲を大きく出るものではない」とした。山田辰雄「袁世凱帝制論再考—フランク・J・グッドナウと楊度」（山田辰雄編『歴史のなかの現代中国』勁草書房、1996 年、193 頁）は、「袁世凱の帝制は、強い中国を創り出そうとする試みとして、辛亥革命の延長線上にあった」とする。

¹⁹ 前掲岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」は、近代化論的研究の結論を「陳腐」であると断じている。

地域性と、江南からの税銀や漕糧により北京を根拠地とする清朝を支えるという財政構造を関連付けて論じられるだろうと考えている。また江南からの税銀や漕糧の額は日清戦争、義和団の賠償金や善後借款に代表される外債償還により増大したため、20世紀初頭に各省の地方主義²⁰的な動きが加速したという時期的な説明も比較的容易である²¹。

そして、辛亥革命後も、南北和議の結果、袁世凱が北京で臨時大總統に就任し、国民党を中心とする議会勢力としばしば対立したことで、南北の溝は容易に埋まらなかった。地方税に比して国家税の割合が高い中央財政を重視した国地画分や善後借款に伴う塩税の担保化といった袁世凱の財政政策は、南方の諸省から強い反発を受け、1913年の「第二革命」や1916年の「護国戦争」へとつながっていく。

ジェローム・チェンによれば、1912年から1937年までの中国の軍隊は私兵軍で、士官の主要な関心事は資金を集めて兵士を養うことであり、軍費調達のために民政に干渉していた²²。このような軍紳政権における有能な士官の条件は自分の部下に十分な待遇を与えることである。従って筆者は地方主義の主たる担い手であった省エリートや軍隊の動向に関しては、特に財政要因の影響が大きかったであろうという見通しを持っている。

以上のような観点から、清末民初の中国に於ける中央政府の財政政策及び予算配分の傾向を分析することを通じて、中国に於ける西洋近代的財政制度の受容とその土着化を理解することを目指す。

第2節 先行研究と本論の位置 (1) 一清末財政史の概要

本節では、19世紀後半から辛亥革命までを対象とする財政史研究の動向を整理し、それに対する本論の位置を述べる。19世紀後半は本論の直接の考察対象ではないが、この時期に起きた様々な変化は20世紀初頭の財政改革に強く影響しているため、研究動向を整理しておく。

²⁰ 本論で用いる「地方主義」という語は、所謂「省人治省」のように、外部からの過度な政治的干渉を避けつつ、緩やかな共同体として中国という国家を形作る動きのことである。

²¹ He, Wen-kai, *Paths toward the Modern Financial State: England, Japan and China*, Cambridge, Mass: Harvard University Press, 2013 は、1895年を中国の中央財政に危機が訪れ、間接税収入を担保とする長期金融による資金調達が進んだ契機としている。

²² ジェローム・チェン著、北村稔・岩井茂樹・江田憲治訳『軍紳政権：軍閥支配下の中国』（岩波書店、1984年、2～3、5～6頁）。

元来清朝の歳入は土地税が主で、乾隆十八年（1753）の統計では 47,330,000 両と歳入の四分の三余りを占めており、残りの四分の一は塩税、常関税、雑税などから成っていた²³。黒田明伸によれば、清朝では財政の伸縮性を保持するために、①主に地丁銀を基準としたさまざまな附加税割当、②地丁銀に対する現地通貨である銅銭の納税の際の換算率による調整、③公金を典当などに預託した利子収入を得る、といった手段が採られた。ただし、こうした弾力性に乏しい地税依存財政は、急激な財政膨張に対応することは困難であった²⁴。

19 世紀に清朝は急激な財政膨張を経験するが、その一つ目の契機は 1850 年代の太平天国である。清朝は太平天国を鎮圧する軍事費を捻出するの必要に迫られたが、この財政難を支えたのは、海関税と釐金という二種類の新税であった。海関税は、1842 年の南京条約で江海関、粵海関、浙海関、閩海関、厦門関、1858 年の天津条約で鎮江関、潮海関、江漢関、東海関、九江関、山海関、瓊海関、金陵関、1900 年の北京条約で津海関が開港するなど相次いで海関が設置され、貿易額が比較的堅調に推移したことで、清朝にとって重要な税収になった²⁵。

また釐金の徴収は、1853～1864 年にかけて南京を占領した太平天国に対抗する軍事費を調達するために開始された²⁶。この釐金の徴収は、財政権の分散と大きく関係している。清朝では、太平天国を契機とする財政難により、咸豊三年以降、各省の銀庫の残高がほとんどなくなったため、戸部は年ごとに数を定めて割り当てを行い、各省に送金させるようにした。これに対して、各省は捐納や釐金、その他種々の附加的徴収により資金調達をするようになった。即ち正額財政の収支でまかなうことのできない業務を遂行するため正額外の課徴が拡大したのである²⁷。

²³ 前掲岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（30 頁）。

²⁴ 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』（名古屋大学出版会、1994 年、138、226 頁）。

²⁵ 濱下武志『中国近代経済史研究—清末海関財政と開港場市場圏—』（東京大学東洋文化研究所、1989 年）。

²⁶ 副都御史雷以鍼が幕僚錢江の意見を採用して、咸豊三年（1853）に揚州付近の鎮で釐金の徴収を開始した後、咸豊四年十一月の内閣大学士兼礼部尚書勝保の上奏を経て各省に普及した。羅玉東『中国釐金史』（台北：学海出版社、1960 年、(1)、15～24 頁）。

²⁷ 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（109～110 頁）、初出は岩井茂樹「清朝国家財政における中央と地方—酌撥制度を中心にして」（『東洋史研究』42-2、1983 年 9 月）。臼井佐知子「太平天国期末期における李鴻章の軍事費対策」（『東洋学報』65-3/4、1984 年 3 月）は、李鴻章の軍事費対策から督撫の財政面での権力強化を指摘する。

太平天国克服後、このような正額外の課徴は、湖北・四川・江南といった商品経済の発達した地域では、督撫の財政改革により釐金税や牙帖捐²⁸を財源に定額化される傾向が見られるが、商品経済が未発達な地域では、改革が不徹底に終わることも多かった²⁹。従って、19世紀後半を通じて、正額財政の不足分を正額外財政で補うという基本構造は変わらなかつたと考えられる。

清朝の財政膨張のもう一つの契機は、19世紀末に発生した日清戦争と義和団戦争である。清朝は各戦争で各々2億3000万両（遼東半島返還の代価を含む）と4億5千万両の賠償金を背負った。日清戦争の賠償金は、1年目に1億両（半年ごとに半額ずつ払う）、2～7年目までは1600萬余両の元本と年利5%を支払う8回払い、義和団戦争の賠償金は支払額が逡増する39年払いで、1～9年目までは元本と利息を合計で、1882万9500両支払うことになっていた³⁰。こうした財政支出に対応するため、清朝はこれ以降、主として関税収入を担保として大規模な外債の借入れを行うようになった³¹。

当時の正確なGDPを知ることは困難であるため、どの程度の課税余地が存在していたのか推定することは難しい。だが、土地の把握を胥吏に委ねていたため、税負担の不公平が常態化していたことを考慮すれば³²、抜本的な税制改革なくして大幅な税収増を実現することは難しく、外国借款による資金調達へと向かつたと考えられる。

上記のような財政難を背景として、各省への財政権の分散を再度中央集権に戻そうとする試みが行われた時期が本論で扱う20世紀初頭である。清朝は義和団戦争の敗北が決定的となった1901年1月29日に変法預約の詔を出し、以後立憲君主制を軸とする近代国家建設を目指すことになった。この改革は教育、司法、実業、軍制等多岐にわたるものであり、その一環として清理財政も位置付けることができる。清理財政では、国会の開設と予算審議を念頭に、従来中央政府が十分に把握できていなかった正額外財政の部分を調査報告させ、可視化することが目指された。

²⁸ 特許商（牙行）の営業許可証を発行・更新するときに納付する税。

²⁹ 山本進『清代財政史研究』（汲古書院、2002年）。

³⁰ 賈士毅『民国財政史』（上海：上海書店、1990年、下冊、第4編、19～31頁）。商務印書館1934年版の影印。実際には、1895年7月の露仏借款と1896年3月と1898年2月の2度に亘る英独借款により日清戦争の賠償金は3年で完済された。

³¹ 外国人税務司制度を利用した外債の借入れは1860年代から行われているが、日清戦争以降の借入高はそれ以前と比べ桁違いに多い。濱下武志『中国近代経済史研究—清末海関財政と開港場市場圏—』（東洋文化研究所、1989年、73頁）。

³² 笹川裕史『中華民国期農村土地行政史の研究』（汲古書院、2002年、9～10頁）。

この清理財政については、近年相次いで論稿が発表されており、その主な焦点は、中央と各省の関係性と清理財政の成果である。岩井茂樹は、梁啓超の「中国改革財政私案」を材料に清理財政について簡潔に論じ、実効性はほとんどなかったと断じた³³。趙学軍は清理財政の経過と予算の概要、人材面等の民国への影響について考察した³⁴。劉増合は、督撫と中央、督撫と諮議局との対立及び清理財政により判明した外銷部分が各省の割合について占める比率について分析した³⁵。岩井と趙、劉の論稿は共に、課税対象を共有しているという点で、中央と各省の関係を利益相反的にとらえているが、岩井が清理財政の実効性を極めて否定的に捉えているのに対し、趙、劉は清理財政の限界性を認めつつも、近代化への取組や実効性について一定の評価を与えているといった違いがある。

1840年代には約4000万両であった内銷の規模は、清末の各省督撫による財政改革や、20世紀初頭の清理財政を経て、宣統三（1911）年予算では約3億3000万両へと、約8倍に拡大した³⁶。清理財政では、各省の『財政説明書』が作成され、書面上は少なからぬ成果が上がったように見えるために評価が割れていると考えられる。

一方、土居智典は清理財政により外銷を内銷化したことは、清末の度支部の各省に対する搾取を防ぐ効果があり、省側に改革のメリットがあったことを強調する³⁷。土居の論稿は、中央と地方の関係を利益相反的に捉えていないという点が特徴的であるが、多くの先行研究や史料と必ずしも整合性がとれていない。

例えば、岩井がその論稿の中で扱った梁啓超の「中国改革財政私案」には、「督撫らに真実の数量を報告させようとしても、それは虎に向かって皮をよこせと交渉するのと同じだ。仮に真実の数量が得られたとしても、政府はその送金指定を自由にできるだろうか」という文言がある³⁸。また本論第2章で論じるように、同時代の新聞記事にも清理財政に非協力的な地方官の存在はしばしば報道される。以上のように、土居の見解は同時代人の認識とややずれており、この時期の財政に於いて決定的な要素であったと断定するためには、

³³ 前掲岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」。

³⁴ 趙学軍「清末の清理財政」（王晓秋・尚小明『戊戌維新与清末新政—晚清改革史研究』北京：北京大学出版社、1998年）。

³⁵ 劉増合『「財」と「政」：清季財政改制研究』（読書・生活・新知三聯書店、2014年）。

³⁶ 第2章で詳述する。

³⁷ 土居智典「清末預備立憲時期における財政制度改革—清理財政局を中心として—」（『社会経済史学』80-2、2014年8月）。また土居智典「光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察」（『九州大学東洋史論集』44、2016年3月）は光緒新政期に各省で実施された局所の整理について分析した論考である。

³⁸ 前掲岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」（123頁）。

なお多くの論証が必要であるように思われる³⁹。

またこの時期は塩政についても中央集権化の動きが見られた。宣統二（1910）年の督辦塩政処設置による塩政の中央集権化の動きについては、日本では研究が乏しいものの、近年中国・台湾ではいくつかの論著が発表されている。例えば、何漢威・劉常山が主として清朝中央の視点から制度変革の動向を整理しており、連振斌は錫良等の電報を用いて、督撫の改革案への対応について考察している⁴⁰。概して言えば、この時期の塩政改革は、清朝中央が督撫の塩政に関する権限を制限し、監視を強化する傾向があり、中央と地方の対立構造が指摘されている。

以上のように、清末の財政に関する多くの先行研究は、中央と地方、省と州県、督撫と諮議局といったように行政上の縦の関係に注目し、中央集権と地方分権という視角から分析を行うことで、辛亥革命以降各省が自立した財政史的な背景を明らかにしようとした。しかし、各省の歳入額とその構成が大きく異なっており、且つ中央政府が地方政府に割り当てる財政負担の基準が不明確であるという財政上の地方差を考慮しなければ、満洲や華北ではなく、華中華南を中心とする南方で展開されたという辛亥革命の地域性を有効に説明できない。

また郵伝部や農工商部のように独自の財源を有する中央官庁も存在していた点も、近代的な国家財政とは異なる清朝財政の特徴であり、清末の財政集権化を語る上では欠くことのできない論点である⁴¹。そこで、筆者は宣統年間の財政統計や上奏文、新聞等を分析対象として、特に財政配分に注目しつつ、中央官庁間や各省間といった行政上の横の関係について考察したいと考えている⁴²。

次に辛亥革命の連続性と非連続性について論じる。前述の通り、辛亥革命の相対化が進

³⁹ 何漢威「清季中央与各省財政關係的反思」も中央と省の関係をゼロサム的に捉えていないが、督撫が州県を十分に把握しきれていないため送金が滞ることが多かったという論理であり、土居の見解とは異なる。

⁴⁰ Hon-Wai, Ho “A Final Attempt at Financial Centralisation in the Late Qing Period, 1909-11,” *Far Eastern History No.32*, Canberra, Sept.1985. 劉常山『清代後期至民国初年塩務的變革（1830—1918）』（台北、文史哲出版社、2006年）。連振斌『錫良与清末新政研究』（北京、中国社会科学出版社、2014年）。

⁴¹ 木村増太郎『支那財政論』（大阪屋号書店、1927年）は郵伝部や農工商部が独自の財源を有すると指摘するが、その規模や具体的な状況については明示していない。

⁴² 先行研究の中にも地域差に着目した研究も存在する。例えば、前掲黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』。しかし、同著は財政配分ではなく、通貨発行に関する湖北省の経済的優位性に言及したものである。

む中で財政史に於いても、所謂断代史ではなく、辛亥革命の前後を一連の流れとして叙述する傾向が近年強くなっている。例えば、馬金華や鄒進文が民国以降の財政改革やその思想的な淵源を清末の光緒新政に求めているのは、その典型的な事例である⁴³。本論の分析対象時期を 20 世紀初頭から北京政府期までとしているのも、こうした問題関心に基づいているためである。

だが、辛亥革命により生じた変化は、社会経済の面では極めて漸進的なものであった一方、帝制から共和制への移行等の政治法律面の変化は比較的大きなものであった⁴⁴。財政に関して言えば、共和制の導入により、国会や省議会が予算の議決権を得たことが挙げられる。財政は政治と社会経済を架橋する存在で有るだけに、本論に於いても連続性と非連続性が生じた個々の側面について意識的に論じようと考えている。

第 3 節 先行研究と本論の位置 (2) —北京政府期財政史の概要

本節では、辛亥革命の結果、1912 年 1 月 1 日に孫文を臨時大総統として成立した南京臨時政府と袁世凱政権以降の北京政府を対象とする財政史研究の動向を整理し、それに対する本論の位置を述べる。

南京臨時政府の財政については、朱志騫が網羅的に研究を行い、その財政基盤の弱さを指摘した⁴⁵。南京臨時政府の財政難は、各省からの上納金の途絶と海関総税務司アグレンによる海関収入差し押さえが主要な原因である。海関は前述のとおり 1853 年の上海小刀会の蜂起を契機として外国人税務司制度が成立し、海関税の徴収は各開港場の外国人税務司が担当し、海関税収の保管と送金を海関監督が行うという役割分担がなされていた。

しかし、辛亥革命により南方の諸省が清朝から独立したことにより、総税務司アグレンは省政府による税収の差し押さえと外債・賠償金返済の停止を恐れて、海関税収を香港上海銀行の総税務司名義の口座に預託することした。この様な経緯については、岡本隆司と Hans Van de Ven が言及している⁴⁶。南京臨時政府時期は極めて短く、少なからず先行研

⁴³ 馬金華『民国財政研究：中国財政現代化的雛形』（北京：経済科学出版社、2009 年）。

鄒進文『民国財政思想史研究』（武漢：武漢大学出版社、2008 年）。

⁴⁴ 朱蔭貴「辛亥革命前後の中国経済」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012 年所収）。

⁴⁵ 朱志騫『南京臨時政府財政問題之研究（民国元年一月～四月）—中山先生辞讓臨時大總統的金錢因素』（台北：知音出版社、1992 年）。

⁴⁶ 前掲岡本隆司『近代中国と海関』。Van de Ven, Hans J., *Breaking with the past: the Maritime Customs Service and the global origins of modernity in China*, New York:

究も存在することから本論では詳述しない。

北京政府の財政全般に関する研究としては、ほぼ同時代的なものとして、賈士毅『民国財政史』（上海：商務印書館、1917年）がある。賈士毅は北京政府期に財務官僚として活躍した人物で、民国五年（1916）までの財政を税目毎に制度史的に分析した。賈は袁世凱後の北京政府の財政についても『民国続財政史』（上海：商務印書館、1932～1934年）で簡潔に言及している。また楊蔭溥は北京政府時期の外債や軍事費の増大による財政難を指摘した⁴⁷。近年では、馬金華も財政制度の変化や周学熙、程德全、孫文等の財政に関する言説について整理した⁴⁸。日本では、渡辺惇が周学熙に着目して研究し、袁世凱政権の財政政策に集権的傾向を見出した⁴⁹。

個別の論点としては、主として善後借款及び内国債の発行、国地画分が注目を集めて来た。善後借款とは1913年4月に英・独・仏・露・日の五か国銀行団との間に成立した2500万ポンドの借款契約であり、成立の際に国会を通さなかったことで、袁世凱は国内から多くの批判を浴びた。

善後借款については、副島圓照や汪敬虞がその成立経緯を明らかにしたほか、S.A.M. Adshead や岡本隆司が善後借款の担保に塩税を充てるために外国人管理を導入したことに着目した⁵⁰。海関税や塩税は内外債や賠償金の償還財源として重要な役割を果たしており、これについては、岡本隆司と Hans Van de Ven の論著で詳細に分析されている⁵¹。また馬陵合は安徽や奉天の地方外債を事例として分析し、善後借款は中央政府が省政府の外債の濫発を食い止める契機になったが、効果は限定的だったと結論付けた⁵²。

また国地画分も多くの研究者に重要な論点として認識されている。清朝は従来国税と地方税を分けておらず、戸部が各省に送金の指示を出して財政調整を行っていたが、光緒三十四年（1908）八月一日の「憲法大綱暨議院法選挙法要領及逐年籌備事宜摺」の中で籌備

Columbia University Press, 2014.

⁴⁷ 楊蔭溥『民国財政史』（北京：中国財經經濟出版社、1985年）。

⁴⁸ 前掲馬金華『民国財政研究：中国財政現代化的雛形』。

⁴⁹ 渡辺惇「袁世凱政権の財政經濟政策：周学熙を中心として」（『近きに在りて』11、1987年5月）。同「袁世凱政権と周学熙」（『駒澤史学』48、1995年4月）。

⁵⁰ 副島圓照「善後借款の成立」（小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978年所収）。汪敬虞主編『中国近代經濟史 1895-1927』（北京：人民出版社、2000年）。Adshead, S.A.M., *The Modernization of the Chinese Salt Administration, 1900-1920*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1970. 岡本隆司「清末民国と塩税」（『東洋史研究』58-1、1999年6月）。

⁵¹ 前掲岡本隆司『近代中国と海関』。Van de Ven, Hans J., *op. cit.*

⁵² 馬陵合『外債与民国時期經濟変遷』（蕪湖：安徽師範大学出版社、2013年）。

立憲に伴い、国税と地方税を分ける方針が示された⁵³。しかし、この計画は清朝の滅亡もあり実施されることはなかった。中華民国成立以降、各省の解協款の達成率が低調だったこともあり、袁世凱政権期の1913年に国地画分の導入が図られた⁵⁴。

この国地画分について、李権時はほぼ同時代に研究を行い、協款を無条件に行う場合、富裕な省は歳入の過少報告、貧しい省は歳出の過大報告を行う傾向があるため、国家財政と地方財政を明確に分け、併せて地方予算を拡充すべきだと主張した⁵⁵。李は清の財政システムを共産主義的であると批判して、聯省自治に肯定的な立場をとっている。

後年の研究では、金子肇が地方財政機構の変容から中央と地方の対立関係を見出した⁵⁶。張神根は制度面の変化を中心に国地画分と審計制度を分析した⁵⁷。また趙雲旗は地方税に比べて国家税の比率が不合理なほど高かったと指摘した⁵⁸。後三者の研究には少しずつ違いがあるものの、財政の近代化と中央と地方の対立に着目している点では共通性が見られる。

袁世凱は革命史観の下では封建的で且つ売国的な人物と捉えられることが多かったが、近年、彼の政策の近代的な側面が再評価を受けることも増えた。例えば、Ernest P. Youngは、直隸総督時代(1901~1907年)の袁世凱の行政手腕を高く評価し、1912年3月の臨時大總統就任時点では、エリート層から幅広く支持を受けていたとする⁵⁹。だが、1914年6月の国地画分取り消し後に解款や専款の達成率が高くなったように、西洋近代的な制度の導入=効率的とは限らない場合もあり⁶⁰、筆者は近代化という尺度を過信することは危

⁵³ 第2章で詳述する。

⁵⁴ 解款は中央政府への送金。協款は他省への送金。第3章で詳述する。

⁵⁵ Li, Chuan-Shih, *Central and Local Finance in China: A Study of the Fiscal Relation between the Central, the Provincial and the Local governments*, New York: Columbia University, 1922, pp.57-60, 91. 李権時「劃分中央与地方財政問題」(『東方雜誌』20-15, 1923年8月)は、漢訳されたダイジェスト版。李権時は1922年にコロンビア大学で博士号を取得し、その後復旦大学で教鞭をとった。

⁵⁶ 金子肇『近代中国の中央と地方—民国前期の国家統合と行財政—』(汲古書院、2008年、第2章「地方財政機構改革—国税庁と財政庁」)。初出は金子肇「袁世凱政権の地方財政機構改革」(『歴史学研究』723、1999年5月)。

⁵⁷ 張神根「袁世凱統治時期北京政府的財政変革(1912-1916)」(南京大学博士学位請求論文、1993年)。

⁵⁸ 趙雲旗『中国分税制財政体制研究』(北京: 經濟科学出版社、2005年)。

⁵⁹ Young, Ernest P., *The Presidency of Yuan Shih-Kai: Liberalism and Dictatorship in Early Republican China*, Ann Arbor: the University of Michigan Press, 1977. しかし、Youngによれば、袁世凱は大總統就任後の国会及び省議会の解散、外国への譲歩、改革の挫折により、エリート層からの支持を失っていった。

⁶⁰ 前掲岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」及び財政部財政年鑑編纂処編『財政年鑑』(上

険だと考えている。

また清代の財政史研究と同様に北京政府時期の財政研究に於いても、地方の多様性に対する注目が必ずしも高くないように思われる。中国の国土が西ヨーロッパ諸国より極めて広く、各省の歳入構造が大きく異なっている点は、中央政府の財政政策にも大きな影響を及ぼしたことは想像に難くない。従って本稿では各省の歳入額と構造が大きく異なっていたことが袁世凱政権期の国地画分や塩務収入の接收に際して如何なる問題を引き起こしたのかを検証する。そして、財政近代化の成否という視点ではなく、西洋近代的な財政制度の土着化という視点で袁世凱政権期の財政を捉えなおす。

袁世凱政権期の国地画分の特徴は、国税を扱う官庁と地方税を扱う官庁を分けるところにあるが、1914年6月に国地画分が取り消され、財政庁に業務が統合された後も国家予算と地方予算の区分が完全になくなったわけではない。なぜなら、袁世凱の死後、1916年6月に臨時約法が回復され、同年10月1日に省議会の再開が下令されたためである。再開された国会及び省議会では、袁世凱政権下の国地画分に準じる形で税収が割り振られ、国家予算と地方予算の審議が各々行われていた。

本論では、こうした1910～20年代にかけての省財政をめぐる省議会、省政府、中央政府間の関係について、浙江省を事例として分析を行う。浙江省は清末以来、多額の解協款の負担を強いられ、1920年代の聯省自治運動に於いても中心的な役割を果たした。従って、浙江省は中央政府から税源を秘匿しようとするインセンティブが働きやすい省の典型事例と位置づけられる。

中華民国期の浙江省財政に関する研究の代表的なものとしては、潘国旗『民国浙江財政研究』（北京：中国社会科学出版社、2007年）がある。潘国旗は、財政部財政調査処編『各省区歴年財政彙覧』（台北：文海出版社、1989年、初版は1927年）などの統計資料を用いて、当時の浙江省財政の概況を明らかにしたが、省議会、省政府、中央政府間の関係といった個々のファクターの相互作用については特に言及していない。

一方で、省議会史の立場から財政に言及した研究としては、沈曉敏『処常与求变：清末民初的浙江諮議局和省議会』（北京：生活・読書・新知三聯書店、2005年）が挙げられる。沈曉敏は諮議局及び省議会の文書を使用して、選挙や議会における審議内容等を明らかにしているが、省議会文書を中心に論文を構成しているために、省議会に審議権がない国家

海：商務印書館、1935年、上冊、3頁）。

予算の地方収支部分については言及が殆ど見られない。そこで、本論では統計資料と省議会の文書を組み合わせ、財政史の視点から国家予算と地方予算の双方に目配りし、省議会、省政府、中央政府の三者の関係を描き出そうと考えている。

加えて、袁世凱政権後の北京政府の財政に関する研究が賈・笠原・岡本・金子を除き乏しい点も問題である⁶¹。こうした研究の乏しさは、安福国会では議員が公正に選出されておらず、合法性や正統性に問題がある、或いはこの時期の北京政府の各省に対する影響力が低下していたといった認識に起因すると考えられる⁶²。

近年、革命史観の相対化が進んだことで、北京政府期の国会に関する研究が増え、国会史の立場から民国八年度予算案に言及する薛恒、谷麗娟・袁香甫等の論稿も現れている⁶³。また直接予算案に言及してはいないが、巖泉と金子の論稿は、臨時約法下の強い議会権限と数の力で議会専制と呼びうる状況が現出し、「議会の正統性」を損なっていたことを指摘している⁶⁴。こうした安福クラブによる強引な議会運営は、北京政府内部の派閥抗争を一層激化させた可能性が高い。地方の軍紳政権⁶⁵にとっては、軍事費の確保は極めて重要であり、1920年の安直戦争を経て、聯省自治へとつながる政治動向を、財政的な見地から分析することは少なからず意味があると考えられる。

前述のとおり、この時期の北京政府は以前と比べて、各省に対する影響力を減じていた。しかし、1917年9月の広東軍政府成立後も、北京政府は依然として西南各省以外には一定の影響を持ち、国際社会に於いて中国を代表する政府であり続けた⁶⁶。このことは、

⁶¹ 賈士毅『民国統財政史』（上海：商務印書館、1932～1934年）、前掲岡本隆司『近代中国と海関』、前掲金子肇『近代中国の中央と地方—民国前期の国家統合と行財政—』。笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の紊乱」（『宇都宮大学教育学部紀要第一部』30、1980年12月）。

⁶² 劉会軍・賈徳威「安福国会議員選挙論略」（『社会科学戦線』2012年12期）。

⁶³ 薛恒『民国議会制度研究（1911—1924）』（北京：中国社会科学出版社、2008年）。谷麗娟・袁香甫『中華民国国会史』（北京：中華書局、2012年、中冊）。

⁶⁴ 巖泉『民国初年の国会政治』（北京：新星出版社、2014年）。金子肇「民意に服さぬ代表」（深町英夫編『中国議会100年史：誰が誰を代表してきたのか』東京大学出版会、2015年所収）。

⁶⁵ 1912年以後の軍人が紳士を指導する政治権力を指す。前掲ジェローム・チェン『軍紳政権：軍閥支配下の中国』（5～6頁）。

⁶⁶ 川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）。深町英夫『近代中国における政党・社会・国家—中国国民党の形成過程—』（中央大学出版部、1999年）は、広東軍政府は成立当初、軍事エリート諸派の支持が得られず、行政機構として華南地域社会に対する実効統治を行えなかったとする。また前掲金子肇『近代中国の中央と地方—民国前期の国家統合と行財政—』（269頁）は、1920年代前半に於いて北京政府「勢力圏」諸省の省自治風潮は、北京政府下の地方行財政体系を是正し、中央政治と省政との関係を有

関余や塩余といった外国人が管理する税収を北京政府に帰属させ、その財政力を強化した面がある⁶⁷。決算書が不備であり、実態の把握が難しい面もあるが、笠原も「財政部の予算案編成の過程には、実額経費の増減や項目相互の比率等が推定されて加味されているので実際の経済変動が反映されていると見ることができ」と述べており⁶⁸、政府財政の大まかな傾向を説明することは可能であると思われる。

上記のような研究動向を踏まえ、本稿では従来あまり注目されてこなかった袁世凱政権後の財政についても検討する。その際、1910年代に於いては北京政府が西南各省を除く多くの省に尚一定の影響を与えていたという認識の下、安福国会で成立した民国八年度予算の分析を行い、それを通じて、安徽派、直隸派の間における財政配分の特徴を明らかにし、安直戦争が勃発した要因を解明する。

現在は史料の公開が進んでおらず、詳細な議事録を使用することはできないが、『衆議院公報第二期臨時会』といった公刊史料と新聞報道等を組み合わせ、同時代の予算をめぐる議論の争点を明らかにしていく。

第4節 利用史料

筆者は清末民初の財政構造、特に1910年から1920年代までの財政制度の変遷と予算配分に焦点をあて、それが辛亥革命、「護国戦争」、安直戦争時の各省の動向に与えた影響について明らかにすることを目指している。上記目的を達するため、清末と北京政府期に関して各々使用する主要史料について以下で説明する。

まず清末の史料について説明する。清代の上奏文は、主として北京の第一歴史檔案館と台北の故宮博物院に所蔵されている。北京の第一歴史檔案館では近年デジタル化が進み、宮中檔と軍機処録副奏摺、憲政編查館檔案等を館内の端末で閲覧できる。現状館外から目録検索することはできないが⁶⁹、財政関係の硃批奏摺については、中国第一歴史檔案館編『清代硃批奏摺財政類目録』（中国財政經濟出版社、1990年、全5冊）が出版されている。この目録はやや古く、檔案番号が現状と異なっているという問題もあるが、税目別に檔案が整理されており、財政類檔案の所蔵状況を知るのに便利である。

機的に調整しながら省自治を実現しようとしていたと指摘する。

⁶⁷ 前掲岡本隆司『近代中国と海関』、同「清末民国と塩税」。

⁶⁸ 笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の紊乱」（87頁）。

⁶⁹ 博士論文提出後の2017年12月21日より館外から目録検索できるようになった。

また台北の故宮博物院でも宮中檔と軍機処録副奏摺をデジタル化されており、館内の端末で閲覧できるほか、有料で館外にも公開している。加えて、館外から目録検索を無料でできる点は海外の研究者にとって至便である。ただし、宣統三年の財政関係の檔案の多くが北京の第一歴史檔案館に所蔵されている点は注意が必要である。両館とも現物を閲覧することはできないが、財政史研究にとっては貴重な一次史料であり、本論に於いても多く利用した。

また出版史料としては、北京図書館出版社影印室輯『清末民国財政史料輯刊』（北京：北京図書館出版社、2007年、全24冊）、全国図書館文献縮微複製中心編『清代民国財政預算檔案史料彙編』（北京：全国図書館文献縮微複製中心、2006年、全20冊）、杭州文史研究会、民国浙江史研究中心、浙江図書館編『辛亥革命杭州史料輯刊』（北京：国家図書館出版社、2011年、全10冊）、を多く使用した。

『清末民国財政史料輯刊』は清末と民国期の財政史資料54種を採録しており、概ね①中央と地方各省区政府の財政関係の文書、統計、檔案、②清末清理財政で編纂された『各省財政説明書』及び地方志等の文献中に保存された地方財政資料、③杜翰藩編『光緒財政通纂』等の私人と団体が叙述した文献、に大別される⁷⁰。その内本論では、主として「度支部清理財政処檔案」を利用した。

『清代民国財政預算檔案史料彙編』は中国国家図書館が所蔵する清代及び民国期の予算関係の檔案史料40種余りを採録したものである⁷¹。その内本論では、主として「度支部試辦宣統三年預算案総表」を使用した。

また『辛亥革命杭州史料輯刊』は、湯寿潜檔案及び浙江省諮議局の章程、議事録、質問書、文牘などを採録している。本論では第6～10冊に採録された宣統元年（1909）から宣統三年にかけての浙江省諮議局の議事録、文牘、議決案を使用した。

この他にも、故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』（北京：中華書局、1979年）や1910年10月3日から1911年1月10日にかけて開会された資政院第一次常年会の速記録を採録した『宣統二年第一次常年会資政院会議速記録』（出版社不明、1910年）、『政治官報』を使用した。またこれらに採録されている檔案のみでは、諮議局や革命派の

⁷⁰ 北京図書館出版社影印室輯『清末民国財政史料輯刊』（北京：北京図書館出版社、2007年、第1冊、前言8～9頁）。

⁷¹ 全国図書館文献縮微複製中心編『清代民国財政預算檔案史料彙編』（北京：全国図書館文献縮微複製中心、2006年、第1冊、出版説明2頁）。

言説を把握することは難しいため、諮議局の質問書や『申報』、『民立報』といった新聞で必要な情報を適宜補った。

次に北京政府期の史料について述べる。現在南京の第二歴史檔案館はデジタル化作業の最中であり、檔案の公開が制限されているため、現状は中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』(南京：江蘇古籍出版社、1991年、第3輯)、中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』(北京：中国檔案出版社、2010年、全188冊、目録8冊)等の出版史料に頼らざるを得ない。

また浙江省議会については、民国文献資料叢編編纂出版委員会編『民国時期浙江省地方議会史料彙編』(北京：国家図書館出版社、2016年、全40冊)を参照した。この史料集は、北京政府期の浙江省議会及び県議会、国民政府期の参議会等の文書を採録したものである。本論では、第1～12冊に採録された北京政府期の浙江省議会の議事録、文牘、質問書を使用した。

これらの史料集で不足する情報については、『政府公報』や『申報』、『盛京時報』といった新聞で適宜補った。『盛京時報』は、宣統三年予算に於いて東三省への傾斜配分が見られたことを踏まえて、その後の財政的な傾向を把握することを狙って使用した。この他に、袁世凱政権期の塩政改革の動向については、塩務稽核所の会辦を務めたデーンの報告書である Dane, Richard, *Report on the Reorganization of the Salt Revenue Administration in China, 1913 - 1917*, Peking, Chief Inspectorate of the General Salt Administration, 1918、安福国会の動向については、北京の国家図書館に所蔵されている『衆議院公報第二期臨時会』を参照した。

第5節 構成

本節では、博士論文の構成について述べる。本博士論文は、清末を扱う第1・2章と袁世凱政権期を扱う第3章、袁世凱政権後、特に安徽派が政権を握っていた時期を扱う第4章、清末民初の浙江省財政を扱う第5章の計5章から構成される。

まず第1章「20世紀初頭清朝における財政集権化」では、光緒三十四年(1908)から宣統年間(1909～1911)にかけて実施された清理財政と督辦塩政処の設置について分析し、当時の度支部と他の中央官庁及び督撫との関係性を明らかにする。清理財政に関する多くの先行研究は、これまで辛亥革命後の省の自立を念頭に中央・地方関係に主に焦点をあててきた。それに対して、筆者は1901年の変法預約の詔以降、新設された外務部、農工商

部（1906年に商部を改組）、郵便部が度支部を介さずに各省関から直接受け取る資金及び独自財源を多く有していたことに着目し、塩税のような旧来から度支部の管轄にあった財源と比較しつつ分析する。

第2章「宣統年間の予算編成と各省の財政負担」では、宣統元年（1909）に各省に設置された清理財政局が中心になって作成した『財政説明書』に基づいて編成された試辦宣統三年予算案と、それに関係する言説を分析する。そして、清朝の財政配分の傾向と予算審議と執行の際に生じた種々の問題点を明らかにする。当時の統計は信憑性や実現可能性に問題があると言われているが、予算案が実際に諮議局で審議され、新聞等のメディアによって広く流布していたという事実を重視し、檔案や新聞記事と照らし合わせて裏付けをとりながら分析を進める。この章では財政上の地方差の問題に着目することで、東北や華北ではなく、南方を中心に展開された辛亥革命の地域性の背景を明らかにする。

第3章「袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担」では、袁世凱政権期に編成された民国三・五年度予算に於ける財政配分の傾向と、善後借款に伴う塩税の中央財源化が各省の財政に与えた影響について明らかにする。民国三・五年度予算に於ける財政配分の傾向については、各省の歳入と解協款の統計に基づき、辛亥革命前の試辦宣統三年予算からの連続・非連続性について論じる。また善後借款に伴う塩税の接收については、各省の歳入に占める塩税の比率と就場徴税（生産地で一回課税すること）の方針が銷塩地に与えた影響に注目する。

第4章「民国八年度予算案の編成と安福国会」では、1918年8月から1920年8月まで開会された中華民国第二屆国会、いわゆる安福国会で審議された民国八年度予算案の審議過程とその特徴について論じる。袁世凱後の北京政府は革命史観の下ではあまり注目を浴びてこなかったが、近年の研究の進展により1910年代後半に於いて尚西南諸省を除く多くの省に一定の影響を及ぼしていたことが明らかにされている。加えて、安福国会に於いては、臨時約法下の強い議会権限と数の力で、議会専制とも言うべき状況が現れ、国民的世論と乖離することで「議会の正統性」を損なっていたとの指摘がある。そこで筆者は民国八年度予算案の分析を通じて、安徽派と直隸派の対立が如何に育まれたかを考察する。

第5章「省財政における国家予算と地方予算—浙江を事例として—」では、浙江省の諮議局及び議会の文書を利用し、清末から北伐までの浙江省財政をめぐる省議会、省政府、中央政府の関係についてよりミクロな視点から論じる。清末以来、省財政に占める国家予算の比率が、省議会が審議権を有する地方予算に比して極めて大きいという制度設計が、

省長の省財政に対する裁量を強くし、省議会の省財政に対する監査を弱めていた。そうした財政構造のために省長は国家財政と地方財政の狭間に於いて二面性を持つに至ったことを明らかにする。

最後に終章で、全体のまとめと、20世紀前半の財政制度の変容が現代中国財政に如何なる影響を与えているのかについて私見を述べる。なお、各章で引用した図表には通し番号をつけ、全て巻末に附した。

本論文のインターネット公開に際し、掲載済み学術雑誌の規定により、第4章を省略した。
また本論文の刊行を予定しているため、第1章・第2章・第3章・第5章も省略した。

終章 20世紀初頭中国における西洋近代的財政制度の受容とその土着化

本章では、本論の概要についてまとめ、そこから見出される財政制度及び財政配分の特徴と変化についてまとめる。前述のとおり、従来の清末民初の財政史研究は、北京政府期の省の自立化を念頭に置きつつ、中央集権と地方分権という視角から分析を行ってきた。この場合の「地方」とは、北京政府との距離が比較的遠かった南方の諸省を暗黙の裡に指すことが多い。

しかし、上記のような考え方は、以下の2つの点で中国の伝統的な財政制度に対する正確な理解を妨げる恐れがある。第一に、清朝統治下では京官であった督撫は、あくまでも中央官庁と直接の統属関係を持たない皇帝権力の代行者という位置づけであり、「地方」の代表者と見なすのは必ずしも適当ではないためである。清朝統治下では、本籍回避の原則があり、官僚が自身の出身地に任官することはなかった。中華民国以降は、「中央官庁と直接の統属関係を持たない」という点について官制上の変化が生じ、また都督や省長が自身の出身地に任官する例も散見されるようになる。しかし、一部の省で、省長の民選を求める運動が起きたように、「地方」の代表として自治体的性格を有していたとは必ずしも言えない¹。

そこで本論では、第2章で宣統三年予算案の審議、第5章で1910～20年代の浙江省における予算審議や財政案件を扱う際に、省政府と中央政府に加えて、省議会の動向にも目を配り、中央政府・省政府・省議会の三元構造から分析を進めてきた。

清朝に於ける立憲改革及びそれに伴う近代的財政制度導入の動きは、義和団戦争を契機としている。義和団戦争中の1901年1月に変法預約の詔が出され、張之洞・劉坤一等が提出した、江楚会奏変法三摺に基づき、立憲君主制を軸とする近代国家建設を目指すことになった。そして、こうした種々の改革に伴い、1901年に外務部、1903年に商部、1905年に巡警部と学部を設置し、1906年の中央官制改革を以て、中央官庁は外務部、吏部、民政部、度支部、礼部、学部、陸軍部、法部、農工商部、郵伝部、理藩部の11部に再編された。

戸部を度支部に再編する際には、部内の部署割が従来概ね省毎に設置されていた14清

¹ 例えば、1921年1月3日「北京各省區自治聯合會主張民選省長電」（民国文献資料叢編編纂出版委員會編『民国時期浙江省地方議会史料彙編』北京：国家図書館出版社、2016年、第8冊、「浙江省議会民国十年第一次臨時会文牘丁編」、47～50頁）。

吏司から、税目や業務毎に設置した 10 司（田賦・漕倉・税課・筦樞・通阜・庫蔵・廉俸・軍餉・制用・会計）を置く形に変更された。このような特定の業務に特化した部署の設置と連動させる形で、宣統二年に開始された督辦塩政処の設置による各省塩政の直轄化が行われた。度支部の塩政改革案は、外補や大計・年中密考といった従来督撫が行使してきた権限を奪うものであり、皇権を代行する存在だった総督や巡撫などを内閣・各部の下に属するものに変えることを企図していた。そのため、省の歳入に占める塩税の比率が高い産塩地の督撫は、この塩政改革案に対して強く反発した。

北京政府期になると、1912 年 7 月 18 日公布施行の「各部官制通則」第 4 条に「各部総長は主管の事務について、地方長官に対して、訓令及び指令を発することができる」、第 5 条に「各部総長は主管事務に関する地方長官の命令及び処分について、法令違反や越権を認めた場合、これを停止或いは撤回できる」といった条項が定められるなど、中央官庁と地方長官との統属関係を明確にしようという動きが見られるようになった。

また予算編成は、清末の段階では、各省文武大小衙門局所、清理財政局、督撫、度支部、資政院（地方予算の場合は諮議局）の順に進められたが、北京政府期になると、各省の都督・民政長が予算冊を項目別に在京主管各部に送り、各部が部の経費及び所轄の在京各機関の予算冊と併せて詳細に審議した後、予算冊を財政部に送り、総予算を編成するという手順で行われるようになった。即ち、中央各部が各省の予算を直接監督する形式がとられるようになり、各省の予算に対する中央各部の監督権限が強化されたと言える。以上ことから、「外省」が官制上「地方」と見なされるようになったと指摘できる。

一方で、省政府が必ずしも「地方」の利害を代表する存在でなかった点は、清末から北京政府期にかけて一貫して変わらなかった。当該時期に於いて省長は民選ではなく、中央政府から任命されるものであったし、第 5 章において浙江省の事例分析から明らかにしたように、解協款の負担額を減らしたいという点では、省政府と省議会の利害は一致していたが、省議会が審議権を持つ地方予算の範囲拡大に対して、省政府は消極的であった。地方予算の拡大は、省政府が比較的強い裁量を有していた国家予算の地方収支部分を侵食するものであり、省政府の財政的な自由度を奪うことにつながるためである。

加えて、当時省議会が求めた軍事費の抑制は、都督の権力基盤をゆるがすものであり、且つ当時の不安定な政治状況下では実現困難であった。そのため、浙江省で起草された憲法草案は結局施行されるに至らず、予算面から見る限り、自治の領域は官治の領域に比べて限定的にならざるを得なかったと言える。

第二に、各省の財政構造が大きく異なっている中国では、南方の諸省のみを「地方」の代表例であるかのように見なすことは適当でないためである。また清朝では中央政府内でも、財政権が必ずしも度支部に収斂されていなかった。そこで、筆者は①20世紀初頭の清朝では度支部以外の郵伝部や農工商部のような新設の中央官庁が独自の財源を有していた点、②中国の各省は経済の構造や規模が大きく異なっていたため、中央政府の財政政策が各省に与える影響がおのずと異なっていた点に着目し、中央官庁間の関係や各省間関係といった行政上の水平的な関係について意識的に考察してきた。このような観点は、広大で多様性に富む中国に於ける予算制度や国地画分といった西洋近代的財政制度の受容とその土着化を把握する上で極めて重要であると考えられる。

清末の中央官庁同士の関係については、本論の第1章において、農工商部や郵伝部といった新設官庁が持つ財政権を度支部に集中する過程を明らかにした。度支部改制と清理財政に伴う財政の集権化は、従来分散して存在していた財政権を度支部に集中する過程であった。そこでは、各省のみならず、度支部と、他の中央官庁、特に義和団戦争後に新設され、度支部を介さず海関税を直接受け取っていた外務部、官業収入等の多額の直接徴収分を受け取っていた農工商部、郵伝部等との利害も必ずしも一致していなかった。そのため、会議政務処との協議により、度支部に全ての権限が集中しないように、利害の調整が行われたことが指摘できる。

加えて、度支部と陸軍部との間では、丙午の官制改革当初より軍餉に関する権限が不分明であり、財政公所の設置に伴い、軍需を担う局所の税源を回収した結果、巡防營の収入が不安定化した。そのため、督撫が陸軍部と同調して度支部の歳出削減圧力に対して抵抗するといった事例も見られた。

財政上の地方差の問題については、第2章で試辦宣統三年予算案に於ける各省の歳入と解協款の負担額の関係、第3章で袁世凱政権期に編成された予算と、善後借款に伴う塩務稽核所の設置及び国地画分、第4章で民国八年度予算案の編成過程と衆議院での審査報告に対して、特に財政配分に着目して分析を行った。そして、これらの財政政策や財政配分が、当該時期の地方勢力の動向と有意な関係性を持っているとの見通しを得た。

20世紀初頭に清理財政の成果に基づき編成された試辦宣統三年予算案の財政配分の特徴は、東三省に対する傾斜配分である。これは東三省が歳入額に比して解協款の負担額が極めて低かったことと省の財政支出に占める軍政費や公債費の割合が低く、行政経費の割合が高かったことから立証できる。清朝が東三省に対して傾斜配分を行った理由は、北京に

近く、日本やロシアに対する防衛上きわめて重要であったことが関係していると考えられ、東三省重視の姿勢は、籌備立憲に伴う諸政策を東北地方から優先的に施行していくという政策方針からもうかがうことができる。

一方で、江西省・安徽省は、歳入に比して解協款の負担額が極めて高かった地域である。また江寧・四川・広東・湖北等は、歳入に対する解協款の負担額は必ずしも多かったとは言えないが、これらの地域には、多くの軍隊が配置されており、多額の軍政費が必要とされたため、特に負担が軽かったということとはできない。以上のように、試辦宣統三年予算案では、省の歳入に応じた財政配分がなされていたとは言いがたく、富の再分配の役割は小さかった。東北や直隸に対して補助金が手厚い一方、長江中流域は歳入に比して財政負担が重く、且つ予算に対する審議権も制限されていたことから、清朝に対する不満が高まりやすい地域であったと考えられる。

辛亥革命と南北和議を経て成立した袁世凱政権が当初導入を図った国地画分は、各省から中央政府への公金の送金が滞ったことを理由として、国税と地方税を扱う官庁を分離し、中央政府の歳入を安定的に確保することを目指すものであった。だが、中国の各省の歳入構造は大きく異なっていたため、特定の税目を以て国税と地方税を分けることは、各省の歳入に占める国税の割合が不平等になる恐れがあった。

袁世凱政権は当初、田賦を国家税とし、田賦附加税を地方税とするといった中央財政を重視した財政配分を行おうとした。この提案は東三省から賛成を得た一方、江蘇・広東・湖南・江西・安徽・浙江から反発を受け、1913年7月の「第二革命」の勃発もあって国税事務の接收は難航し、1914年6月に国地画分政策は放棄された。

国地画分政策が放棄された理由としては、専款や塩税を中心とした税収の増加や国債の発行により、民国三年以降、財政収支が黒字に転じたことや、江蘇・安徽・江西・福建・湖南・広東で「第二革命」後に都督が更迭され、袁世凱と関係が近い人物が都督を務めていたことが挙げられる。1914年6月の国地画分取消後に解款や専款の達成率は高くなっており、西洋近代的な制度の導入＝効率的とは限らないことが指摘できる。

民国三・五年予算の財政配分では、広東省は財政負担が比較的軽く、清宣統三年予算において負担過重であった江西・安徽の財政負担は軽減された。一方で、清宣統三年にみられた東三省への傾斜配分は、奉天省が受協の省から外されたことや、政費編定の基準に於いて奉天省が簡省の甲級、吉林・黒龍江省が簡省の乙級と共に低い位置づけとなったことから、弱まったと言える。

また同時期に善後借款の担保を確保するために行われた塩務稽核所の設置等の塩政改革は、塩務収入を各省の手から中央へと接收するものであった。このような政策は、元來受協の省であり、且つ省財政の塩務収入に対する依存度が高かった雲南には特に大きな影響を与えた。また産塩区ではない貴州や広西においても、塩税の徴収を産塩区に集約する方針により自由に塩釐を課税できないことが問題になった。

雲南や広西省の事例を見れば、塩務収入は軍事支出と密接に結びついており、洪憲帝制に反対する西南での武装蜂起では、雲南督軍の唐繼堯と蔡鍔等が袁世凱の財政政策を糾弾した。以上のように、財政上の優遇が受けられなかった省と反北京政府の中心となる省は概ね重なっており、財政と反北京政府の動きとの関係性が疑われる。

袁世凱政権後の北京政府は、1916年以降の南北対立を背景として、軍事費が増大したことで、各省の截留が増加し、中央政府の収入は専ら塩余と専款に頼る状況となり、財政赤字が常態化していた。安徽派が1918年8月に安福国会を組織したことで、衆議院から民国八年度予算案を編成する要請が出され、1919年3月の通常国会開会に合わせて予算編成が目指された。しかし、十分な時間的余裕がなく、陸軍部を除き、財政部が七年度の報告と五年度の確定数を参考にする形で予算を編成した。民国八年度予算案は、国家総予算案と路電郵航四政特別会計案から構成されており、預算南北対立により増加した臨時軍事費を、それ以前から存在した通常臨時軍事費と区別するために、特別軍事費という項目が設けられた。

民国八年度国家総予算案の審査では、多くの議員から安易な公債発行を控えるように批判が噴出したため、歳出を大幅に削減する形に予算案が修正された。その結果、衆議院議決案の經常臨時歳入の合計額は、政府案の647,692,288元から492,837,490元へと減額された。歳入面では、1919年8月1日以降、第一次世界大戦に伴う物価上昇分を考慮した新税則が施行されたことによる関税の増収や、時局の安定、吏治の改良、徴収法・監査法の見直しによる印紙税・煙酒税等の増収を見込んだ。一方、經常臨時歳入の合計額は政府案の647,692,288元から492,306,532元へと減額された。大戦中の銀需要の高まりを背景とする銀価の高騰を考慮して、外債の元利払い分を減額したほか、陸軍経費や財政経費を大幅に削減することで歳入の削減が図られた。

また路電郵航四政特別会計総予算案の審査に於いても、厳しい財政状況を踏まえ、衆議院議決案の歳入出の合計額は、政府案の239,582,160元から142,702,697元へと減額された。歳入面では、歳入の削減に伴い、借入金を減額したほか、株欽鉄路と周襄鉄路の建設借款が未成立となったのが大きな修正点である。一方、歳出面では、国家の財政難と借款条件の過

酷さを背景として、営業上重要な建築以外は先送りすべきという方針が採られ、路政資本支出の各路建築支出が 71,971,363 元から 29,624,951 元へと大幅に減額されるなど、新規の設備投資が見送られた。また銀価の高騰に伴う外債償還費の実質的な減少や、返済期日を過ぎた民間鉄道会社の株式買収に際して発行した内債の支払いを暫時凍結したことにより、公債の元利払いを減額させた。このような内債支払の暫時凍結は、北京政府に対する金融市場の信用を失墜させたと考えられる。

以上のように、衆議院の審査では、国家総予算案・路電郵航四政特別会計予算案共に歳出を大幅に削減する緊縮政策が採られた。1919年2月の南北和議により、戦闘が小康状態になったことを背景として、歳出削減の圧力が特別軍費を中心に強く働き、川粵湘贛四省経略使曹錕など西南諸省と戦う前線部隊にとっては厳しい財政配分になったと言える。

一方で、第一次世界大戦参戦に伴い設置された督軍参戦処は、安福クラブ以外の会派の反対を押し切る形で、西北籌邊使に改組され、予算面でも優遇された存在であった。このような軍隊の給与や経費の大幅且つ不公平な削減は、直隸派の安徽派に対する不信感を生み、安直戦争の一因になったと考えられる。

本論で考察した 20 世紀初頭は、従来の財政請負制から分税制への移行が図られた時期である。分税制は、個々の税目を中央財政と地方財政に国税・地方税として割り振ることで、財政収入の安定を図ることができるという利点がある。また民主主義の導入により国会、地方議会が開設されたことを想定すれば、中央財政と地方財政を明確に分けることには一定の合理性があったと考えられる。

しかし、税目を基準に国税と地方税を分けることは、中国のように地方ごとの歳入構造が大きく異なる環境下では財政負担の不平等を招きかねないという欠点もある。袁世凱政権期の国地画分に於いても、田賦を国税に分類するか、地方税に分類するかで各省の立場が割れる事態が発生した。一度は分税制が導入されながら容易に定着しなかった背景には、中国がその広い国土に抱える経済的な多様性が大きな影響を及ぼしていると言える。

一方で、財政請負制にも全く問題がないわけではない。本論の第 2 章、第 3 章で検討したように、財政請負制下では、各省が負担する解協款額は、中央政府の裁量に委ねられており、割り当ての基準が不明確で、恣意的なものになりがちである。こうした地方の財政実態にそぐわない解協款の割り当ては往々にして地方的徴収を増大させる傾向にある。

近年、通時的に中国の財政や経済を分析することで、中国の独自の政治文化を見出そうとする研究が散見される。例えば、財政史の分野では、明代から現代までを附加的徴収や

徭役をキーワードに長期的な視野でとらえる岩井茂樹、現代中国経済の分野では、柏祐賢、足立啓二、岩井茂樹、黄宗智等の議論を参照しつつ、それらを現代中国に援用しようとした加藤弘之が挙げられる²。

加藤弘之は、「曖昧な制度」を「曖昧さが高い経済効果をもたらすように設計された中国独自の制度」と定義し、広大で多様性に富む風土を持つ中国では、「曖昧さ」の持つ優位性が発揮される領域が他の国・地域よりも格段に大きいとする³。加藤の議論は、混合所有を分析対象として中国の独自性を主張しているため、他のアジア諸国との共通性や、混合所有の永続性に対する疑念といった観点から批判がなされている⁴。ただ中国理解における「広大で多様性に富む風土」や「第三領域」という概念の重要性自体は、筆者も首肯できると考えている。

中国政府は、1994年以降それまでの財政請負制に代わり分税制を採用した。この分税制は、関税、消費税、中央管轄企業所得税、鉄道・銀行本店・その他の金融機関の企業所得税からなる「中央固定収入」、増値税、自然資源税、証券印花税、個人所得税、地方企業所得税からなり、一定の比率で中央・地方間で分配する「中央・地方調節収入」、営業税、都市維持建設税、都市土地使用税、土地増値税、不動産税などからなる「地方固定収入」の3本建てになっている⁵。

これらの税収の内、「中央・地方調節収入」に分類されている増値税と2002年以降、「地方固定収入」から「中央・地方調節収入」に再分類された地方企業所得税は、国家財政収入に占める比率が高い重要な税収である⁶。即ち、全ての税収を国税と地方税に区分せず、地方の経済格差を反映しやすい増値税や地方企業所得税の部分を「中央・地方調節収入」とし財政請負制度的要素を残すことにより、経済的な先進地域のモチベーションを維持する一方、後進地域への経済支援も可能とするような制度設計となっている。

このような分税制と財政請負制の要素を組み合わせた制度設計において出現した「中央・

² 前掲岩井茂樹『中国近世財政史の研究』。加藤弘之『中国経済学入門』名古屋大学出版会、2016年、第2章「「曖昧な制度」はいかに形成されたか—歴史、風土と社会主義の実験—」。

³ 前掲加藤弘之『中国経済学入門』、12、31頁。

⁴ 毛里和子『「中国経済学入門」が提起した問題』『アジア研究』63-2、2017年4月。丸川知雄『「中国経済学入門」の特徴と問題点』『アジア研究』63-2、2017年4月。

⁵ 梶谷懐『現代中国の財政金融システム：グローバル化と中央—地方関係の経済学』名古屋大学出版会、2011年、40~41頁。

⁶ 内藤二郎「中国財政の構造問題と課題：高まる財政圧力のもとで」『JRIレビュー』4-23、2015年3月、15頁。

地方調節収入」は、「広大で多様性に富む風土」に対応するための「第三領域」であり、近代以降の中国財政に於ける試行錯誤の所産であると言えるだろう。

図表は省略。

【博士論文の元となった既発表論文】

第1章

- ・「20世紀初頭清朝における財政集権化」(『中国研究月報』70-6、2016年6月)。

第2章

- ・「宣統年間の予算編成と各省の財政負担」(『史学雑誌』123-2、2014年2月)。

第3章

- ・「袁世凱政権期の予算編成と各省の財政負担」(『東洋学報』96-2、2014年9月)。

第4章

- ・「民国八(1919)年度予算案の編成と安福国会」(『社会経済史学』83-4、2018年2月)。

参考文献

1. 一次資料

1.1 未公刊史料

1.1.1 中国第一歴史檔案館（北京）

宮中硃批奏摺

軍機処録副奏摺

1.1.2 故宮博物院図書文献館（台北）

宮中檔奏摺

軍機処檔摺件

1.2 公刊史料

1.2.1 : 中国語（書名ピンイン順）

北京図書館出版社影印室輯『清末民国財政史料輯刊』（北京：北京図書館出版社、2007年）。

財政部財政調査処編『各省区歴年財政彙覧』（台北：文海出版社、1989年、初版は1927年）。

故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史料』（北京：中華書局、1979年）。

故宮博物院（台湾）所蔵『浙江巡撫批答諮議局質問書』（清宣統間浙江官紙総局鉛印本）。

杭州文史研究会、民国浙江史研究中心、浙江図書館編『辛亥革命杭州史料輯刊』（北京：国家図書館出版社、2011年）。

江恒源編『中国関税史料』（上海：上海書店、1996年、1931年刊の影印）。

駱寶善、劉路生主編『袁世凱全集』（鄭州：河南大学出版社、2013年）。

民国文献資料叢編編纂出版委員会編『民国時期浙江省地方議会史料彙編』（北京：国家図書館出版社、2016年）。

南海胤子撰『安福禍国記』（北京：中華書局、2007年、初版は1920年北京神州国光社）。

彭德懷『彭德懷自述』（北京：人民出版社、1981年）。

全国図書館文献縮微複製中心編『清代民国財政預算檔案史料彙編』（北京：全国図書館文献縮微複製中心、2006年）。

商務印書館編訳所編『大清新法令十三類』(上海：商務印書館、1909年)。
沈雲龍編『光緒会典』(台北：文海出版社、1967年、光緒二十五年勅修の影印)。
沈雲龍編『宣統政紀』(台北：文海出版社、1986年、影印版)。
熊希齡著、周秋光編『熊希齡集』(長沙：湖南出版社、1996年)。
『続修四庫全書』編纂委員会編『続修四庫全書』(上海：上海古籍出版社、1995年)。
『宣統二年第一次常年会資政院会議速記録』(出版社不明、1910年)。
曾業英編『蔡鍔集』(長沙：湖南人民出版社、2008年)。
哲美森編輯『中国度支考』(上海：広学会、1897年)。
中国第二歴史檔案館編『北洋政府檔案』(北京：中国檔案出版社、2010年)。
中国第二歴史檔案館編『政府公報』(上海：上海書店、1988年)。
中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』(第三輯、杭州：江蘇古籍出版社、1991年)。
中国第一歴史檔案館編『光緒宣統兩朝上諭檔』(桂林：広西師範大学出版社、1996年)。
中国科学院歴史研究所編『錫良遺稿』(北京：中華書局、1959年)。

1.2.2：英語

Dane, Richard, *Report on the Reorganisation of the Salt Revenue Administration in China, 1913—1917*, Chief Inspectorate of the Central Salt Administration, 1918.
Decennial reports: on the trade, industries, etc., of the ports open to foreign commerce, and on the condition and development of the treaty port provinces 1912—21, Shanghai: Statistical Department of Inspectorate General of Customs, 1924.

1.3 新聞・雑誌

『晨報』(北京：人民出版社、1980～1981年、原本は1918～1928年発行)。
『大公報(天津版)』(北京：人民出版社、1983年、原本は1902～1949年発行)。
『東方雜誌』(台北：台湾商務印書館、1976年、原本は1904～1948年発行)。
『民国日報』(北京：人民出版社、1981年、原本は1916～1947年発行)。
『民立報』(台北：中国国民党中央委員会党史史料編纂委員会、1969年、原本は1910～1913年発行)。
『申報』(上海：上海書店、1983年、原本は1872～1949年発行)。

『盛京時報』（瀋陽：盛京時報影印組、1985～1988年、原本は1906～1944年発行）。

『稅務月刊』（北京：財政部統計科、1914～1916年）。

1.4 公報・年鑑

財政部財政年鑑編纂處編『財政年鑑』（上海：商務印書館、1935年）。

『臨時政府公報』（台北：中国国民党中央委员会党史史料編纂委員會、1968年、原本は1912年1月29日～1912年4月5日発行）。

『內閣官報』（台湾：文海出版社、1965年、原本は宣統三年七月～同年十二月発行）。

印鑄局官書科編『法令輯覽』（北京：印鑄局經理科、1920年）。

浙江財務人員養成所編『浙江省財政一覽』（浙江：浙江財務人員養成所、1932年）。

『政府公報』（上海：上海書店、1988年、原本は1912～1928年発行）。

『奏設政治官報』（台北：文海出版社、1965年、原本は光緒三十三年九月～宣統三年閏六月発行）。

『衆議院公報第二期臨時會』（北京：衆議院公報處、1919～1920年）。

『衆議院公報：第二期常會』（北京：衆議院公報處、1916～1917年）

2. 二次文献

2.1：日本語

穂山新「国家と体制変動—辛亥革命における国家帰属化と地方主義」（『社会学評論』59—1、2008年6月）。

味岡徹「南北対立と連省自治運動」（中央大学人文科学研究所編『五・四運動史像の再検討』中央大学出版部、1986年所収）。

安東不二雄『支那の財政』（東亜実進社、1921年）。

市古宙三『近代中国の政治と社会』（東京大学出版会、1971年）。

岩井茂樹「清朝国家財政における中央と地方—酌撥制度を中心に—」（『東洋史研究』42—2、1983年9月）。

岩井茂樹『中国近世財政史の研究』（京都大学学術出版会、2004年）。

岩井茂樹「中華帝国財政の近代化」（飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史1 中華世界と近代』東京大学出版会、2009年所収）。

白井佐知子「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」（『東洋学報』65—3/4、1984年

- 3月)。
- 臼井佐知子「同治四年、江蘇省における賦税改革」(『東洋史研究』45-2、1986年9月)。
- 江口久雄「財政処の設立とそのスタッフについて」(『史学雑誌』87-4、1978年4月)。
- エシェリック、ジョセフ・W著、高嶋航訳「辛亥革命再考」(辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年所収)。
- 岡本隆司『近代中国と海関』(名古屋大学出版会、1999年)。
- 岡本隆司「清末民国と塩税」(『東洋史研究』58-1、1999年6月)。
- 岡本隆司『中国「反日」の源流』(講談社、2011年)。
- 笠原十九司「五四運動期の北京政府財政の紊乱」(『宇都宮大学教育学部紀要第一部』30、1980年12月)。
- 梶谷懐『現代中国の財政金融システム：グローバル化と中央—地方関係の経済学』(名古屋大学出版会、2011年)。
- 加島潤『中国計画経済期財政の研究—省・直轄市・自治区統計から』(社会科学研究所現代中国研究拠点、2012年)。
- 加藤弘之『中国経済学入門』(名古屋大学出版会、2016年)。
- 金子肇「袁世凱政權の地方財政機構改革」(『歴史学研究』723、1999年5月)。
- 金子肇「清末民初における江蘇省の認捐制度」(『東洋史研究』59-2、2000年9月)。
- 金子肇『近代中国の中央と地方』(汲古書院、2008年)。
- 金子肇「民意に服さぬ代表—新国会の『議会専制』」(深町英夫編『中国議会100年史 誰が誰を代表してきたのか』東京大学出版会、2015年所収)。
- 川島真『中国近代外交の形成』(名古屋大学出版会、2004年)。
- 木村増太郎『支那財政論』(大阪屋号書店、1927年)。
- 金観濤、劉青峰著、若林正丈、村田雄二郎訳『中国社会の超安定システム：「大一統」のメカニズム』(研文出版、1987年)。
- 久保亨・加島潤、木越義則『統計でみる中国近現代史』(東京大学出版会、2016年)。
- 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』(名古屋大学出版会、1994年)。
- 小池求『20世紀初頭の清朝とドイツ—多元的国際環境下の双方向性—』勁草書房、2015年。
- 近藤秀樹「清代の銓選—外補制の成立—」(『東洋史研究』17-2、1958年9月)。

- 佐伯富『清代塩政の研究』（東洋史研究会、1956年）。
- 笹川裕史「1920年代前半の湖南省政民主化運動—省憲法構想をめぐって—」（横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年所収）。
- 笹川裕史「一九二〇年代湖南省の政治変革と地方議会」（『史学研究』171、1986年6月）。
- 笹川裕史『中華民国期農村土地行政史の研究』（汲古書院、2002年）。
- 佐藤公彦『中国の反外国主義とナショナリズム—アヘン戦争から朝鮮戦争まで—』（集公舎、2015年）。
- 澁谷由里「奉天省における革命の挫折—地方軍維持をめぐる考察を中心にして」（『近きに在りて』39、2001年8月）。
- 徐一睿『中国の財政調整制度の新展開—「調和のとれた社会」に向けて』（日本僑報社、2010年）。
- 徐一睿『中国の経済成長と土地・債務問題：政府間財政システムにおける「競争」と「調整』』（慶應義塾大学出版会、2014年）。
- 桑兵著、小野寺史郎訳「辛亥革命期の知識と制度の転換」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年所収）。
- 副島圓照「善後借款の成立」（小野川秀美・島田虔次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978年所収）。
- 副島圓照「帝国主義の中国財政支配—1910年代の関税問題—」（野沢豊、田中正俊編『講座中国近現代史第四巻 五・四運動』東京大学出版会、1978年所収）。
- 曾田三郎『立憲国家中国への始動—明治憲政と近代中国—』思文閣出版、2009年。
- 台湾総督府編『清国行政法』（汲古書院 1972年、復刻版）。
- 田中比呂志「近代中国の国民国家構想とその展開」（久留島浩他編『アジアの国民国家構想』青木書店、2008年所収）。
- 田村幸策『支那外債史論』（外交時報社、1936年）。
- チェン、ジェローム著、北村稔・岩井茂樹・江田憲治訳『軍紳政権：軍閥支配下の中国』（岩波書店、1984年）。
- 千葉功『旧外交の形成—日本外交一九一〇～一九一九』（勁草書房、2008年）。
- 千葉正史「清末行政綱目訳註（1）」（『東洋大学文学部紀要．史学科篇』37、2011年3月）。

- 千葉正史「清末行政綱目訳註（2）」（『東洋大学文学部紀要．史学科篇』38、2012年3月）。
- 千葉正史「清末行政綱目訳註（3）」（『東洋大学文学部紀要．史学科篇』39、2013年3月）。
- 塚本元『中国における国家建設の試み』（東京大学出版会、1994年）。
- 土居智典「清末預備立憲時期における財政制度改革—清理財政局を中心として—」（『社会経済史学』80-2、2014年8月）。
- 土居智典「光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察」（『九州大学東洋史論集』44、2016年3月）。
- 内藤二郎『中国の政府間財政関係の実態と対応—1980～90年代の総括—』（日本図書センター、2004年）。
- 内藤二郎「中国財政の構造問題と課題：高まる財政圧力のもとで」（『JRI レビュー』4-23、2015年3月）。
- 中山義弘「浙江辛亥革命における政治展開と国家統一」（横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年所収）。
- 波多野善大『中国近代軍閥の研究』（河出書房新社、1973年）。
- 浜口允子「清末直隸における諮議局と県議会」（辛亥革命研究会編『中国近現代史論集：菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院、1985年所収）。
- 濱下武志『中国近代経済史研究—清末海関財政と開港場市場圏—』（東京大学東洋文化研究所、1989年）。
- 坂野正高「日本人の中国観（上）—織田万博士の『清国行政法』をめぐって—」（『思想』452、1962年2月）。
- 坂野正高「日本人の中国観（下）—織田万博士の『清国行政法』をめぐって—」（『思想』456、1962年6月）。
- 平野和由「軍閥政権の財政基盤—交通系・交通銀行の動向—」（野沢豊、田中正俊編『講座中国近現代史第四巻 五・四運動』東京大学出版会、1978年所収）。
- 深町英夫『近代中国における政党・国家・社会—中国国民党の形成過程』（中央大学出版部、1999年）。
- 藤谷浩悦『湖南省近代政治史研究』（汲古書院、2013年）。
- 古市大輔「光緒初年盛京行政改革の財政的背景」（『東洋学報』79-1、1997年6月）。

ホアン、フィリップ、唐澤靖彦訳「中国研究におけるパラダイムの危機—社会経済史におけるパラドクス—」(『中国—社会と文化』9、1994年6月)。

マッコード、エドワード・A、高嶋航訳「軍閥の再評価—20世紀初期中国における軍隊と国家建設問題」(孫文研究会編『辛亥革命の多元構造』汲古書院、2003年所収)。

満鉄経済調査会編『清朝経費の研究』(南満州鉄道株式会社、1935年)。

溝口雄三「辛亥革命の歴史的個性」(『思想』989、2006年9月)。

村田雄二郎「辛亥革命の歴史的位罫—中国史の「北」と「南」」(『アジア遊学』148、2011年12月)。

毛里和子『現代中国政治第3版』(名古屋大学出版会、2012年)。

山田辰雄「袁世凱帝制論再考—フランク・J・グッドナウと楊度」(山田辰雄『歴史のなかの現代中国』勁草書房、1996年所収)。

山本進『清代財政史研究』(汲古書院、2002年)。

横山英「20世紀初期の地方政治近代化についての覚書」(横山英編『中国の近代化と地方政治』勁草書房、1985年所収)。

横山宏章『中華民国史 専制と民主の相剋』(三一書房、1996年)。

劉迪『近代中国における連邦主義思想』(成文堂、2009年)。

渡辺惇「袁世凱政權の財政経済政策：周学熙を中心として」(『近きに在りて』11、1987年5月)。

渡辺惇「袁世凱政權と周学熙」(『駒澤史学』48、1995年4月)。

2.2：中国語

蔡雲「平政院与北洋時期的行政訴訟制度」(『民国檔案』2008年2期)。

陳鋒『清代財政政策与貨幣政策研究』(武漢：武漢大学出版社、2008年)。

丁長清『民国塩務史稿』(北京：人民出版社、1990年)。

方漢奇主編、方漢奇・丁淦林・黄瑚・薛飛著『中国新聞伝播史』(北京：中国人民大学出版社、2002年)。

戈公振『中国報学史』(上海：商務印書館、1927年)。

関曉紅『從幕府到職官：清季外官制的轉型与困擾』(北京：生活・讀書・新知三聯書店、2014年)。

谷麗娟・袁香甫『中華民国国会史』(北京：中華書局、2012年、中冊)。

- 何漢威「清季中央与各省財政關係的反思」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』72-3、2001年9月)。
- 何文輝『歷史拐點處的記憶：1920年代湖南的立憲自治運動』(長沙：湖南人民出版社、2008年)。
- 胡春惠『民初地方主義与聯省自治』(北京：中國社會科學出版社、2001年)。
- 賈士毅『民國財政史』(上海：上海書店、1990年)。
- 賈士毅『民國統財政史』(上海：商務印書館、1932~1934年)。
- 李權時「劃分中央与地方財政問題」(『東方雜誌』20-15、1923年8月)。
- 連振斌『錫良与清末新政研究』(北京：中國社會科學出版社、2014年)。
- 劉常山『清代後期至民國初年鹽務的變革(1830-1918)』(台北：文史哲出版社、2006年)。
- 劉會軍·賈德威「安福國會議員選舉論略」(『社會科學戰線』2012年12期)。
- 劉曉泉「北洋政府內國公債發行研究」(湖南師範大學博士學位請求論文、2008年)。
- 劉增合「前恭後倨：清季督撫与預算制度」(『中央研究院近代史研究所集刊』66、2009年12月)。
- 劉增合『「財」与「政」：清季財政改制研究』(北京：生活·讀書·新知三聯書店、2014年)。
- 羅玉東『中國釐金史』(上海：商務印書館、1936年)。
- 馬金華『民國財政研究：中國財政現代化的雛形』(北京：經濟科學出版社、2009年)。
- 馬陵合『晚清外債史研究』(上海：復旦大學出版社、2005年)。
- 馬陵合『外債与民國時期經濟變遷』(蕪湖：安徽師範大學出版社、2013年)。
- 潘國旗『民國浙江財政研究』(北京：中國社會科學出版社、2007年)。
- 彭劍『清季憲政編查館研究』(北京：北京大學出版社、2011年)。
- 沈鑑「辛亥革命前夕我國之陸軍之其軍費」(『社會科學』2-2、1937年1月)。
- 沈曉敏『處常与求變：清末民初的浙江諮議局和省議會』(北京：生活·讀書·新知三聯書店、2005年)。
- 申學鋒『晚清財政支出政策研究』(北京：中國人民大學出版社、2006年)。
- 史志宏『清代戶部銀庫收支和庫存統計』(福州：福建人民出版社、2008年)。
- 謝從高『聯省自治思潮研究』(北京：中國社會科學出版社、2009年)。
- 薛恒『民國議會制度研究(1911-1924)』(北京：中國社會科學出版社、2008年)。

- 汪敬虞主編『中国近代經濟史 1895—1927』(北京：人民出版社、2000年)。
- 王琦「清末東北三省鹽務機構述略」(『遼寧大學學報(哲學社會科學版)』28—2、2000年3月)。
- 嚴泉『民國初年的國會政治』(北京：新星出版社、2014年)。
- 楊帆「清末度支部機構及職掌研究」(『首都師範大學學報(社會科學版)』2010年增刊)。
- 楊汝梅『民國財政論』(上海：商務印書館、1927年)。
- 楊蔭溥『民國財政史』(北京：中國財政經濟出版社、1985年)。
- 張楚南「乾隆朝年終密考制度的形成」(『歷史檔案』2015年第1期)。
- 張其昀編『浙江省史地紀要』(上海：商務印書館、1925年)。
- 張神根「袁世凱統治時期北京政府的財政變革(1912—1916)」(南京大學博士學位請求論文、1993年)。
- 張玉法「二次革命國民黨與袁世凱的軍事對抗(1912—1914)」(『中央研究院近代史研究所集刊』15上、1986年6月)。
- 趙學軍「清末的清理財政」(王曉秋、尚小明『戊戌維新與清末新政』北京：北京大學出版社、1998年)。
- 趙雲旗『中國分稅制財政體制研究』(北京：經濟科學出版社、2005年)。
- 趙中孚「清末東三省改制的背景」(『中央研究院近代史研究所集刊』第5期、1976年6月)。
- 周葉中、江國華主編『自下而上的立憲嘗試：省憲評論』(武漢：武漢大學出版社、2010年)。
- 周育民『晚清財政與社會變遷』(上海：上海人民出版社、2000年)。
- 周志初『晚清財政經濟研究』(濟南：齊魯書社、2002年)。

2.3：英語

- Adshead, S. A. M. *The Modernization of the Chinese Salt Administration, 1900-1920*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1970.
- Adshead, S. A. M., *Province and politics in late imperial China: Vice-regal government in Szechwan, 1898-1911*, London: Curzon Press 1984.
- Chen, Jerome, *Yuan Shih-Kai, 1859-1916*, Stanford, Calif.: Stanford University Press, 1961.

- Chen, Leslie H. Dingyan, *Chen Jiongming and the federalist movement: regional leadership and nation building in early Republican China*, Ann Arbor: Center for Chinese Studies, the University of Michigan, 1999.
- Duara, Prasenjit, *Rescuing history from the nation: Questioning narratives of modern China*, Chicago: the University of Chicago Press, 1995.
- Feuerwerker, A., "Economic Trend: 1912-49," in *the Cambridge History of China*, Vol.12, Cambridge: Cambridge University Press, 1983.
- He, Wen-Kai, *Paths toward the Modern Fiscal State: England, Japan and China*, Cambridge Mass., Harvard University Press, 2013.
- Ho, Hon-Wai, "A Final Attempt at Financial Centralisation in the Late Qing Period, 1909-11," *Papers on Far Eastern History No.32*, Sept.1985.
- Li, Chuan-Shih, *Central and Local Finance in China: A Study of the Fiscal Relation between the Central, the Provincial and the Local governments*, New York: Columbia University, 1922.
- Perkins, Dwight H., *Agricultural Development in China 1368-1968*, Chicago: Adlin Publishing Company, 1969.
- Schoppa, R. Keith, *Chinese Elites and Political Change: Zhejiang Province in the Early Twentieth Century*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1982.
- Van de Ven, Hans J., *Breaking with the past: the Maritime Customs Service and the global origins of modernity in China*, New York: Columbia University Press, 2014.
- Wang Yeh-chien(王業鍵), *Land Taxation in Imperial China: 1750-1911*, Cambridge, Mass., Harvard University Press, 1973.
- Young, Ernest P., *The Presidency of Yuan Shih-Kai: Liberalism and Dictatorship in Early Republican China*, Ann Arbor: the University of Michigan Press, 1977.